

## 京急プレミアムポイント（MUF Gカード）特約

### 第1条（本特約）

1. 本特約は、次条第1項に定めるクレジットカード（以下「本カード」といいます。）の会員に対し、「MUF Gカード個人会員規約」（以下「会員規約」といいます。）の特約として定めるものであり、本特約と会員規約とが抵触する場合、本特約が優先し適用されるものとします。
2. 本特約で使用する用語の定義は、本特約で特に定義する場合を除き、会員規約の定義によるものとします。
3. 本特約が変更され、変更内容を通知した後または新特約を送付した後に会員が本カードを利用したときは、会員は当該変更内容または新特約を承認したものとみなします。

### 第2条（本カードの名称と入会方法）

1. 本カードは、三菱UFJニコス株式会社（以下「三菱UFJニコス」といいます。）と京浜急行電鉄株式会社（以下「京浜急行電鉄」といいます。）との提携にもとづき、三菱UFJニコスが発行する次のクレジットカードをいいます。

#### ●京急プレミアムポイント ゴールド HANEDA AIRPORT PLUS

2. 入会申込者は、本特約、会員規約、京浜急行電鉄が別途定める「京急プレミアムポイント会員規約」および「京急プレミアムポイント クレジット会員特約 [MUF Gカード]」、（以下これらを総称し「本規約等」といいます。）を承認のうえ、三菱UFJニコスおよび京浜急行電鉄（以下「両者」といいます。）に入会を申込みものとします。
3. 両者が本カードの本会員または家族会員として入会を承認した方を会員といい、会員は、三菱UFJニコスの会員資格（以下「三菱UFJニコス会員資格」といいます。）と京浜急行電鉄の会員資格（以下「京浜急行電鉄会員資格」といいます。）とを有するものとします。

### 第3条（会員資格取消等）

1. 会員が京浜急行電鉄の提供する特典・サービスを受けるにあたり不正行為を行う等京浜急行電鉄会員資格を有するに不相当であると認められた場合、京浜急行電鉄は、何らの通知、催告を要しないで当該会員の京浜急行電鉄会員資格を取消することができるものとします。これにより本会員が京浜急行電鉄会員資格を喪失した場合、その家族会員も当然に京浜急行電鉄会員資格を喪失するものとします。
2. 会員が京浜急行電鉄会員資格を喪失した場合、三菱UFJニコスは、当該会員の三菱UFJニコス会員資格を取消することができるものとします。
3. 会員が三菱UFJニコス会員資格を喪失した場合、京浜急行電鉄会員資格も当然に喪失するものとします。
4. 会員が三菱UFJニコス会員資格を喪失した場合、京浜急行電鉄または三菱UFJニコスの指示に従って、ただちに本カードを三菱UFJニコスに返却し、または本カードに切り込みを入れて破棄するものとします。

### 第4条（特典およびサービスの利用）

1. 会員は、三菱UFJニコスが提供する特典およびサービスを受ける場合、三菱UFJニコス所定の方法でその提供を受けるものとします。
2. 会員は、京浜急行電鉄が提供する特典およびサービスを受ける場合、京浜急行電鉄所定の方法でその提供を受けるものとします。

### 第5条（適用除外）

会員規約中の次の規定は適用されないものとします。

- ・MasterCard (R) ブランドに関する規定

### 第6条（年会費）

本カードの年会費は、会員規約に記載の金額にかかわらず、以下のとおりとします。

ゴールド会員	
本会員	1,905円(税別)*1
家族会員	1名様は無料。 2名様以上の場合、2人目より1名様につき400円(税別)*2

\*1 本カードの場合、本会員の入会初年度の年会費は無料とします。

\*2 家族会員の年会費は、本会員の年会費請求月にあわせての請求となります。なお、家族会員の年会費は、家族会員として入会後から本会員の年会費請求月までの間は生じないものとします。